

ミバエ類、コドリング、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、火傷病菌及びカンキツグリーニング病菌の緊急防除実施基準案
 について寄せられた御意見及びそれに対する考え方について

○ 御意見及びそれに対する考え方

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 生産者販売のインターネット通販サイトや例えば『ふるさと納税』の返礼品に、その対象の植物が混じらないように注意喚起を出してみるの、どうか。 ・理由 万全を期すために、です。 	<p>緊急防除実施基準は、病虫害の侵入があった場合に備えて、迅速に緊急防除が行えるようにあらかじめ作成しておくものです。</p> <p>実際に病虫害の侵入が確認され、緊急防除を実施する場合には、病虫害の付着のおそれがある寄主・宿主植物が流通することがないように、都道府県や市町村などと連携しながら、ご意見いただいた内容を踏まえて検討して取り組んでまいりたいと思います。</p>
	<p>火傷病菌の緊急防除実施基準案について、以下の意見を提出します。</p> <p>①防除区域内の巣箱は、消毒または廃棄の対象ではないと理解して良いですか？</p> <p>②発見地点の緯度・経度は具体的に公表されるのですか？</p> <p>③散布する薬剤として想定しているものを具体的に教えてください。</p> <p>④火傷病菌の被害が大きくなる季節、月を教えてください。ミツバチの採蜜時期である春・初夏は被害が出やすいですか？</p> <p>⑤巣箱が移動制限の対象となった場合、被害補償等されますか？</p>	<p>御意見に対して以下のとおり回答します。なお、緊急防除実施基準は、発生した場合に備えて作成しているものであって、火傷病はこれまで国内で確認されたことがなく、直ちに何らかの措置を実施するものではありません。緊急防除を実施することになった場合には、地元関係者の方々に、その内容について丁寧に御説明させていただきます。</p> <p>(①に対する考え方)</p> <p>火傷病菌を媒介するおそれのあるミツバチ等の訪花昆虫の飼育の用に現に供されている巣箱については、植物防疫官が行う検査の結果、火傷病菌が付着していないと認める旨を示す表示を付すことによって、防除区域外への移動が可能となりますので、消毒や廃棄の対象とすることは考えていません。</p> <p>(②に対する考え方)</p> <p>風評被害等が懸念されるため、発生地点の緯度・経度の公表は考えていません。ただし、対象地域の関係者の方々には、緊急防除の対象範囲が分かるような資料を準備して周知を図る考えです。</p>

(③に対する考え方)

万一、火傷病が発生した場合には、火傷病菌の防除のため、銅水和剤又はストレプトマイシン水和剤等の抗生物質剤を散布することを考えています。また、訪花昆虫の防除については、どのような薬剤及び使用基準が適当か、今後検討を行っていく考えです。

なお、火傷病が発生した場合に、薬剤散布を行うに当たっては、対象地域の周辺の農業者、養蜂業者、住民等に対して、あらかじめ薬剤散布に係る情報提供を行う考えです。

(④に対する考え方)

被害の大きさは感染部位等にもよることから一概には言えませんが、火傷病菌の感染及び被害は春から秋の宿主植物の生育シーズンを通じて生じます。火傷病菌の第一次伝染源は、前シーズンに形成された越冬病斑であるかいよう斑であり、春にかいよう斑から火傷病菌が漏出し、訪花昆虫や風雨により開花した花や新梢に運ばれ、柱頭や気孔から侵入、増殖し花や枝を枯らします。また、樹に侵入した火傷病菌は、主枝や幹にかいよう斑を形成し、翌年の伝染源となります。

なお、防除については、火傷病の発生を確認次第実施することになります。

(⑤に対する考え方)

国は、植物防疫法第18条の処分により損失を受けた者に対して、植物防疫法に基づきその処分により通常生ずべき損失を補償することとされています。

損失の補償の範囲については、実際に火傷病の発生が国内で確認され、緊急防除を実施することとなった場合には、対象地域を管轄する都道府県や養蜂の関係者の方々と調整して対応を検討することとなります。